

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第6回 宿泊衛生専門委員会



いちご^{いちえ}一会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日 時 令和4年1月24日（月）

会 場 ー （書面により開催）

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第6回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

報告第1号	いちご一会とちぎ国体	宿泊業務の進捗状況について	・・・	2
報告第2号	いちご一会とちぎ国体	本大会宿泊要項（県実行委員会作成）	・・・	3
報告第3号	いちご一会とちぎ国体競技会	における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン（第3版）	・・・	8
報告第4号	いちご一会とちぎ国体	下野市弁当料金の決定について	・・・	28

(2) 審議事項

審議第1号	いちご一会とちぎ国体	下野市弁当調達要項（改定案）	・・・	31
審議第2号	いちご一会とちぎ国体	下野市弁当調製施設選考基準（改定案）	・・・	37
審議第3号	いちご一会とちぎ国体	下野市弁当調製施設募集要領（第2回）（案）	・・・	41
審議第4号	いちご一会とちぎ国体	下野市競技会場等設計（案）	・・・	別紙

(3) 参考資料

- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員名簿
- 【宿泊衛生抜粋】いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第6回 宿泊衛生専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体 宿泊業務の進捗状況について

いちご一会とちぎ国体における宿泊業務について、前回のご報告（令和3年1月、第4回専門委員会）以降の進捗についてご報告いたします。

1. いちご一会とちぎ国体配宿センターの開設（令和3年10月8日）

（1）設置期間

令和3年10月～令和4年12月（15ヶ月）

（2）主な業務

国体参加者の配宿計画の策定、宿泊施設への客室提供依頼、配宿システム設計・運用
宿泊申込受付、配宿決定

（3）市実行委員会との関わり

基本的に宿泊に係る業務全般を配宿センターが行いますが、各競技の競技団体との調整は市町（主に幹事市）が行い、その情報をセンターと共有します。

2. いちご一会とちぎ国体仮配宿計画（R3.11.29時点）

いちご一会とちぎ国体配宿センターより、各競技の関係者宿舎の確保について11月末時点での進捗報告がありました。概要を下記に記載させていただきます。

<サッカー競技>

■県内だけでは宿泊先の充足が図れないため、県外の配宿先（茨城県笠間市・筑西市）を中心に必要数の確保を進めているところです。下野市での宿泊はありません。

<ハンドボール競技>

■サッカー同様に県外の配宿先（茨城県筑西市・古河市）の確保を進めていますが、現状であと1000名分の客室確保が必要な状況です。会場への輸送の関係上、交渉範囲を広げることが難しいため、引き続き筑西市・古河市での確保を進めるようです。下野市での宿泊はありません。

今後も宿泊センターや共催市町、競技団体等と連絡調整を図りながら取組を進めてまいります。

いちご一会とちぎ国体本大会 宿泊要項**1 趣旨**

この要項は、第77回国民体育大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用、又は研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	3,000 円～15,000 円※ ¹	2,100 円～10,500 円※ ²	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
	10%	3,300 円～16,500 円	2,310 円～11,550 円	

※ 1 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※ 2 「素泊まり」料金は、「1 泊 2 食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	2,400 円～12,000 円	2,700 円～13,500 円
	10%	2,640 円～13,200 円	2,970 円～14,850 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定 日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮 決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和4（2022）年9月6日（火）15時から令和4（2022）年9月20日（火）10時まで及び令和4（2022）年9月27日（火）15時から令和4（2022）年10月12日（水）10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第77回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内

※ 消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合、変更後の税率を適用するものとする。

いちご一会とちぎ国体競技会における
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン
第3版

令和3(2021)年12月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

目 次

1	はじめに.....	1
2	目的.....	1
3	対象競技.....	1
4	共通項目.....	1
5	役割分担.....	4
6	参加者において遵守すべき事項.....	5
7	競技会場において実施すべき事項.....	8
8	宿泊、輸送.....	9
9	各種会議、開始式等.....	11
10	体調不良者発生時の対応.....	12
11	競技会開催の可否判断.....	14
12	その他.....	14

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会（以下「いちご一会とちぎ国体」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ国体の正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会に位置付けられた競技会を対象とする。

ただし、競技別リハーサル大会のうち、関東ブロック大会等として開催される競技会で別途実行委員会や競技団体等主催者が定めたガイドラインがある場合には、当該ガイドラインを適用する。

4 共通項目

(1) 感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が

可能な環境を整える。

- ・会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉の回避

- ・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

(イ) 密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

(I) ゾーニングの確保

- ・ID所持者と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やロープなどで、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の14日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、栃木県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする（以下同じ）。

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

① 発熱している者（37.5℃以上）

② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者

- ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
- ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
- ・ 息苦しさ
- ・ 身体が重い、疲れやすい
- ・ 味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

① 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者

なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。

② 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者

③ 競技会参加日の14日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者

④ 競技会参加日の14日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

選手・監督等、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により健康状態等の記録が必要とされている者については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア)及び(イ)により、競技会参加日の14日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。また、栃木県の「栃木県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」の活用を促すため、事前登録の周知や会場にQRコードを掲示する。

イ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改訂定及び関係者への周知

イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技及び特別競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

(2) 市町実行委員会

ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。

イ 健康管理アプリ等により参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。

ウ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(3) 競技団体

- ア 健康管理アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については取りまとめの上、市町実行委員会へ提出する。
- イ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。
- ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。

(4) 選手団

- ア 健康管理アプリ等により参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）については取りまとめの上、受付時に競技団体へ提出する。
- イ 本ガイドライン及び中央競技団体等が定めるガイドラインを遵守することにより、感染防止に努める。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）

- ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）により記録する（以下同じ）。
- イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に競技団体へ提出する。
- ウ 代表受付を行う場合は、代表者が健康管理アプリにより全員分の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行う。なお、体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、体調管理チェックシート総括表（様式 3）に様式 1 又は様式 2 を添付し、受付時に競技団体へ提出する。
- エ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、様式 1 又は様式 2 の記載を確認した上で、市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、出来る限り少なくする。

カ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) 会場設営・売店事業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、業務に従事する初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

ア 氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力する。

イ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) ハイタッチ、肩組み

(エ) タオル・フラッグ等を振り回す

オ 市町実行委員会から体調管理チェックシートの記入、提出の要請があった場合は協力する。

(8) 全ての参加者が遵守すべき事項

ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。

イ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

ウ 競技会場内では、市町実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離において並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ 身体的距離において並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。

ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 観客席

ア 屋内競技では収容定員の 50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の 50%以内とする。

ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。

エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の 50%以内とする。

オ 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と分けし、極力離れた

場所とする。

カ 観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

キ いちご一会とちぎ国体の正式競技・特別競技は、原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、県実行委員会と協議の上、無観客の開催とすることを妨げない。

なお、無観客の開催とする場合は、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。

(6) 取材エリア

ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

ア 県実行委員会及び市町実行委員会が実施（合同配宿業務）

(ア) 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

(1) 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

イ 市町実行委員会が実施（合同配宿業務の対象とならない競技等）
宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
 - ・原則としてマスクを着用する。
 - ・定期的に手洗い、手指消毒を行う。
 - ・入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
 - ・宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。
- ② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース
 - ・フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
 - ・ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。
- ③ 客室
 - ・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
 - ・定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
 - ・トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。
- ④ 食事会場
 - ・会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
 - ・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
 - ・食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ⑤ 浴室等
 - ・浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

市町実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー協会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・原則としてマスクを着用する。
 - ・飲食はできる限り控え、食事中的会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
 - ・乗車前に手指を消毒する。
- ② 乗車時及び降車時
 - ・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
 - ・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。
- ③ 乗車中
 - ・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
 - ・往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策

を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

10 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、4(2)イ(ア)に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4(2)ウ(ウ)の要件に従い入場を不可とし、帰宅又は帰宿を促す。また、最寄りの医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、市町実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団等は、感染症対応担当者を配置する。感染症対応担当者は、選手団等に所属する者が感染者等に該当する場合、国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式4）により、市町実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに市町実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても市町実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 市町実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施

設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

団体名		(ふりがな)		電話番号 (携帯電話等)	
		氏名			

		14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
項目	日付 (記入してください)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温 (0.1℃単位で記入してください)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック (✓) 又は必要事項を記入してください (該当しない項目は空欄のままとしてください)。																
健康状態	症状なし															
	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
	頭痛、倦怠感 (だるさ) がある															
	息苦しさがある															
	からだが重い、疲れやすい															
	味覚や嗅覚の異常がある															
	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※															
行動歴	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる															
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある 該当する場合は国、地域等を記入してください。															

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

体調管理チェックシート（期間中（2日目以降）用）

大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	
(ふりがな)	
氏名	
電話番号 (携帯電話等)	

体温や該当する項目にチェック(✓)又は必要事項を記入してください。

	日付（記入してください）	
項目（体温や該当項目に✓等を記入してください）	/	
体温（0.1℃単位）	℃	
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感（だるさ）がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
	該当する場合は国、地域等記入してください。	

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

体調管理チェックシート（総括表）

◎選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付で競技団体に提出してください。
 ◎競技団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町又は市町実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体名	
-------	--	-----	--

競技名（種目）		種別	
---------	--	----	--

代表者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号 (携帯電話等)	
	住所			

スタッフ数 (うち体調管理チェックシートの提出枚数)	(名 枚)	選手数 (うち体調管理チェックシートの提出枚数)	(名 枚)
-------------------------------	---	---------	-----------------------------	---	---------

当選手団所属選手等の } 本日及び本日より前14日間の } 健康状態等は次のとおりです。
 } 本日の }
 ※いずれかの☐に✓を記入

		日付（記入してください）
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		/
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行動歴	「新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

いちご一会とちぎ国体下野市弁当料金の決定について

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、「いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）」において調達する弁当の料金について、次のとおり定める。

1. 弁当料金について

斡旋弁当・支給弁当の料金（付属品を含む）については、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当料金等について（令和3年2月24日決定）」の規定を適用し、下表のとおりとする。

	単価（税込）
斡旋・支給弁当	700円（756円）

・弁当の付属品・・・原則としてお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き

2. 弁当の種類 ※「いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項」抜粋

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。取扱期間は、原則として競技開催期間とする。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

いちご一会とちぎ国体下野市弁当料金等について

令和3年2月24日付決定

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、「いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）」及び「競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）」において調達する弁当の料金等について、次のとおり定める。

1. 弁当料金について

斡旋弁当・支給弁当の料金（付属品を含む）については、下表のとおりとする。

	単価（税別）
国体	900円以内
リハーサル大会	700円以内

弁当の付属品・・・原則としてお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋

2. 弁当容器について

(1) 国体

容器（外箱又は掛け紙、中仕切り）を実行委員会で作成・負担し、弁当調製施設へ提供する。

(2) リハーサル大会

原則として、各弁当調製施設が用意（負担）する。

参考

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調達要項 抜粋

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- あっせん弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（県委員会又は会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当のことをいう。）を提供する対象者は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- あっせん弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円（税抜）以内とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第6回 宿泊衛生専門委員会

審 議 事 項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項（改定案）

1 目的

この要項は、下野市で開催する「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、大会に係る弁当の調達について、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当を提供する大会参加者

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。取扱期間は、原則として競技開催期間とする。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込、発注及び清算

斡旋または支給を行う弁当の申込、発注及び代金の清算については、実行委員会が定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設

(1) 弁当調製施設については、施設の衛生管理、調理能力等、別に定める選考基準に基づき、実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定するものとする。

7 指定取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和2年10月30日から施行する。

様式第1号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

いちご一会とちぎ国体における弁当調製施設における弁当調製施設について、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項第6項に基づき、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」
適用期間	いちご一会とちぎ国体開催期間 (競技別リハーサル大会及び大会準備期間を含む。)

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項（変更見え消し）

1 目的

この要項は、下野市で開催する「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、大会に係る弁当の調達について、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当を提供する大会参加者

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。取扱期間は、原則として競技開催期間とする。

(2) 支給弁当

~~大会役員、~~競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込、発注及び清算

斡旋または支給を行う弁当の申込、発注及び代金の清算については、実行委員会が定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設

(1) 弁当調製施設については、施設の衛生管理、調理能力等、別に定める選考基準に基づき、実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定するものとする。

7 指定取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和2年10月30日から施行する。

様式第1号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

いちご一会とちぎ国体における弁当調製施設における弁当調製施設について、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項第6項に基づき、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」
適用期間	いちご一会とちぎ国体開催期間 (競技別リハーサル大会及び大会準備期間を含む。)

審議第2号

いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調製施設選考基準（改定案）

1 目的

下野市で開催するいちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

2 対象施設

- （1）食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- （2）下野市内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 施設の衛生管理体制

- （1）選考時点において、過去3年間食中毒の事故歴がないこと。
- （2）食品衛生法に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
- （3）調理従事者に対し、大会開催前6ヶ月以内に検便を実施すること。（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（0-157、0-26）、ノロウイルス（必要に応じて））
- （4）検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- （5）^ハ_サ^ツ_プ HACCP（※注1）に基づく衛生管理、または、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでいること。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日厚生省改正）に基づく対応を実践できること。
- （6）食品賠償保険等に加入している、もしくは大会期間中に加入することが可能なこと。

4 施設の調製能力

- （1）1日100食以上の提供が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- （2）原則として、前日の午後6時までの受注で、当日の零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること。
- （3）郷土の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- （4）栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- （5）第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- （6）単価に応じた調製が可能であること。

- (7) メニューの日替わりが可能であること。
- (8) 弁当容器に、食品表示法に合致した項目その他実行委員会が指定する表示ができること。
- (9) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が指定した時間及び場所に冷蔵車等（室温10℃以下で管理できること）を利用して衛生的に配達ができ、弁当引換終了まで保管が可能であること。ただし、実行委員会にて冷蔵車等の手配及び配達を行った場合はその限りではない。
- (2) 原則として、配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 原則として、弁当容器は使い捨ての物とすること。また弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等での提供が可能であること。
- (4) 事前に献立、サンプル（試食弁当）及びその写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 保健所等による食品衛生指導に従うこと。

6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条の規定に該当しないものであること。

(※注1)

- ・ HACCP^{ハサップ}…食品の製造工程中で、食品事故の原因となるような危険なところをあらかじめ分析し、特に重要な点を重点的に衛生管理する方法(危害分析重要管理点)。
食品衛生法改正（2020年6月制度施行-2021年6月完全制度化）により、食品を取り扱う業者が導入することが義務化された。

いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調製施設選考基準（変更見え消し）

1 目的

下野市で開催するいちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- (2) 下野市内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 施設の衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生法に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
- (3) 調理従事者に対し、大会開催前の1箇月6ヶ月以内に検便を実施すること。（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（0-157、0-26）、ノロウイルス（必要に応じて））
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) HACCP（※注1）に基づく衛生管理、または、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでいること。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日厚生省改正）に基づく対応を実践できること。
- (6) 食品賠償保険等に加入している、もしくは大会期間中に加入することが可能なこと。

4 施設の調製能力

- (1) 1日100食以上の提供が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 原則として、前日の午後6時までの受注で、当日の零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること。
- (3) 郷土の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- (4) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (5) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (6) 単価に応じた調製が可能であること。

- (7) メニューの日替わりが可能であること。
- (8) 弁当容器に、食品表示法に合致した項目その他実行委員会が指定する表示ができること。
- (9) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が指定した時間及び場所に冷蔵車等（室温10℃以下で管理できること）を利用して衛生的に配達ができ、弁当引換終了まで保管が可能であること。ただし、実行委員会にて冷蔵車等の手配及び配達を行った場合はその限りではない。
- (2) 原則として、配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 原則として、弁当容器は使い捨ての物とすること。また弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等での提供が可能であること。
- (4) 事前に献立、サンプル（試食弁当）及びその写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 保健所等による食品衛生指導に従うこと。

6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条の規定に該当しないものであること。

(※注1)

- ・ HACCP^{ハサップ}…食品の製造工程中で、食品事故の原因となるような危険なところをあらかじめ分析し、特に重要な点を重点的に衛生管理する方法(危害分析重要管理点)。
食品衛生法改正（2020年6月制度施行-2021年6月完全制度化）により、食品を取り扱う業者が導入することが義務化された。

審議第3号

いちご一会とちぎ国体 第2回下野市弁当調製施設募集要領（案）

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に提供する弁当の調製施設の募集を行うことを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、搬入及び弁当容器の回収

3 弁当の種類

弁当の種類は、次の2種類とする。

（1）斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。

（2）支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。

4 弁当の単価

弁当の単価は、次のとおりとする。

○支給・斡旋弁当 700円（税抜・付属品含む）

5 応募要件

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

6 応募方法

（1）応募方法

次の書類を下記の「8 提出・問い合わせ先」へ郵送または持参により提出すること。

ア いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設応募票兼誓約書（様式第1号）

イ いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設調査票（様式第2号）

※令和2年10月実施「いちご一会とちぎ国体下野市開催に係る弁当調製施設調査」にて既に回答済みの調製施設については提出を要しない。

ウ 営業許可証の写し

オ 食品賠償保険証の写し

(2) 募集期限

令和3年3月4日（金）必着

なお、持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時まで。

(3) その他

ア 応募に必要な各様式は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイトからダウンロードできる。また、下記の「8 提出・問い合わせ先」でも交付する。（閉庁日を除く）

イ 応募書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、実行委員会の弁当調製業務（いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との情報共有、及び食品衛生指導、選考基準の内容について調査・照会を行う為に関係官庁等に提出する場合を含む）に限り使用する。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示をしない。

エ 弁当調製施設として指定された場合でも、発注を確約するものではない。

オ 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

7 弁当調製事業者の選定の方法

(1) 書類審査

実行委員会において、弁当調達要項・調製施設選考基準に定める要件を確認、審査の上、選定し、その結果を各応募者に対して通知する。

(2) 弁当調達施設指定

実行委員会は、選定した弁当調達事業者に、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書」を発行する。

(3) 指定の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、指定が取り消される場合があるので注意すること。

ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 提出・問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

〒329-0492 栃木県下野市笹原26

下野市教育委員会事務局スポーツ振興課内

TEL : 0285-32-8920 FAX : 0285-32-8611

MAIL : sports@city.shimotsuke.lg.jp

受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

HP : <https://shimotsuke-tochigikokutai2022.jp/>

(様式第1号)

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設応募票兼誓約書

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が行う弁当調達業務に応募します。

なお、応募するにあたって、次の事項について誓約及び承諾します。

○いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。

○下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条の規定に該当する者、又は密接関係者ではありません。

○選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

会長 広瀬 寿雄 様

商号又は名称

所在地

代表者氏名

㊞

電話番号

FAX番号

担当者氏名

添付書類

(1) いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設調査票（様式第2号）

※令和2年10月実施「いちご一会とちぎ国体下野市開催に係る弁当調製施設調査」にて既に回答済みの調製施設については提出を要しない。

(2) 営業許可証の写し

(3) 食品賠償保険証の写し

審議第3号（参考）

第2回募集との相違箇所

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）及び「競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に提供する弁当の調製施設の募集を行うことを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、搬入及び弁当容器の回収

3 弁当の種類

弁当の種類は、次の2種類とする。

(1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。

4 弁当の単価

弁当の単価は、次のとおりとする。

(1) 国体 900円以内（税抜・付属品含む）

(2) リハーサル大会 700円以内（税抜・付属品含む）

5 応募要件

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

6 応募方法

(1) 応募方法

次の書類を下記の「8 提出・問い合わせ先」へ郵送または持参により提出すること。

ア いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設応募票兼誓約書（様式第1号）

イ いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設調査票（様式第2号）

※令和2年10月実施「いちご一会とちぎ国体下野市開催に係る弁当調製施設調査」にて既に回答済みの調製施設については提出を要しない。

ウ 営業許可証の写し

エ 食品衛生監視票の写し（応募日から起算して1年以内のもの）

オ 食品賠償保険証の写し

(2) 募集期限

令和3年3月19日（金）必着

なお、持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時まで。

(3) その他

ア 応募に必要な各様式は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイトからダウンロードできる。また、下記の「8 提出・問い合わせ先」でも交付する。（閉庁日を除く）

イ 応募書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、実行委員会の弁当調製業務（いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との情報共有、及び食品衛生指導、選考基準の内容について調査・照会を行う為に関係官庁等に提出する場合を含む）に限り使用する。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示をしない。

エ 弁当調製施設として指定された場合でも、発注を確約するものではない。

オ 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

7 弁当調製事業者の選定の方法

(1) 書類審査

実行委員会において、弁当調達要項・調製施設選考基準に定める要件を確認、審査の上、選定し、その結果を各応募者に対して通知する。

(2) 弁当調達施設指定

実行委員会は、選定した弁当調達事業者に、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書」を発行する。

(3) 指定の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、指定が取り消される場合があるので注意すること。

ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 提出・問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

〒329-0492 栃木県下野市笹原26

下野市教育委員会事務局スポーツ振興課内

TEL：0285-32-8920 FAX：0285-32-8611

MAIL：sports@city.shimotsuke.lg.jp

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

HP：<https://shimotsuke-tochigikokutai2022.jp/>

第1回募集要領との相違点

- ①第2回募集では国体本大会にて提供を行う弁当調達施設の募集を行うためリハーサル大会に関する文言を削除する。
- ②弁当の単価について、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当料金の決定について」にて定める料金を表記する。
- ③本大会開催前に保健所の立入検査が必ず行われるため、指定の段階では提出を免除する。
- ④第2回募集の実施期間を表記する。

(様式第1号)

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設応募票兼誓約書

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が行う弁当調達業務に応募します。

なお、応募するにあたって、次の事項について誓約及び承諾します。

○いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。

○下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条の規定に該当する者、又は密接関係者ではありません。

○選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

会長 広瀬 寿雄 様

商号又は名称

所在地

代表者氏名

⑩

電話番号

FAX番号

担当者氏名

添付書類

(1) いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設調査票（様式第2号）

※令和2年10月実施「いちご一会とちぎ国体下野市開催に係る弁当調製施設調査」にて既に回答済みの調製施設については提出を要しない。

(2) 営業許可証の写し

~~(3) 食品衛生監視票の写し（応募日から起算して1年以内のもの）~~

~~(4) 食品賠償保険証の写し~~

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第6回 宿泊衛生専門委員会

参 考 資 料



宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		
			役職	氏名	備考
1	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡	副委員長
2	宿泊・観光関係	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄	
3	宿泊・観光関係	下野市食生活改善推進員協議会	副会長	齋藤 好子	
4	宿泊・観光関係	下野市農村生活研究グループ協議会	顧問	菊地 百合子	
5	宿泊・観光関係	小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫	
6	宿泊・観光関係	国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫	委員長
7	宿泊・観光関係	南河内食品衛生協会	顧問	早川 進	
8	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	—	都丸 高志	副委員長
9	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	黒田 裕之	
10	医療関係	一般社団法人小山薬剤師会	理事	塩野入 洋	
11	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	助産師	渡部 睦美	
12	市関係	市民生活部環境課	課長	坂本 秀夫	
13	市関係	健康福祉部健康増進課	課長	近藤 和行	
14	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄	
15	市関係	産業振興部商工観光課	課長	荻原 剛	

【宿泊衛生抜粋】いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)
⑨ 宿泊	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 宿泊衛生専門委員会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 宿泊基本計画策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第二次仮配宿 シミュレーション </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大会宿泊 要項作成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大会宿泊本部設置 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第一次仮配宿 シミュレーション </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大会弁当調達 要項作成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第三次仮配宿 シミュレーション </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> リハ大会 弁当調達 </div>
⑩ 医事衛生		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 医事衛生基本計画 策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 医療救護対策 実施要領策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> リハ大会 救護所設置 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大会救護所設置 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 医療救護対策 要項策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 感染症(防疫)対策 要領策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 防疫対策実施 計画策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 医事衛生本部設置 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 感染症(防疫)対策 要項策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 食品衛生対策 要領策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 食品衛生対策 実施計画策定 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 食品衛生対策 要項策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 環境衛生対策 要領策定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 環境衛生対策 実施計画策定 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 環境衛生対策 要項策定 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 廃棄物処理 計画策定 </div>	
国体開催県	福井県	茨城県	鹿児島県 (2023年度に延期)	三重県 (中止)	栃木県

第77回国民体育大会開催